

名家連ニュース

令和2年11月10日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.763号

青木聖久先生からの貴重な障害年金情報を紹介します

—日本福祉大学教授/全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)理事—

お世話になります。共同通信の市川記者より、情報をいただきました。下記の記事は、昨日の配信内容です。

障害年金の認定の格差を是正すべく、現在、障害基礎年金も、障害厚生年金と同様に、中央での一括審査になっています。加えて、下記の記事のように、判断が難しいというケースでは、2名の認定医による診査も実施されています。が、下記の実態があるようです。

ある意味、診査(憶測の世界)の情報が、このように知れることは意義深いです。

ぜひ、参考になさってください。

*また、必要に応じて拡散くださると幸いです。

2020年10月21日



障害年金4割で判定不一致 医師2人の意見異なる 支給額変わる可能性も

一定の障害のある人が受け取れる国の障害年金で、支給実務を担う日本年金機構が一部のケースについて2人の医師に支給判定をしてもらったところ、約4割は結果が異なっていたことが分かった。通常は医師が単独で支給の可否や等級(支給額)を審査しており、違う医師が担当すれば、異なる判定結果となるケースが潜在化している可能性がある。

医師の個人差による判定のばらつきは以前から問題視されており、年金機構は昨年7月、判断が難しかったり専門的な医学判断が必要だったりする事例を対象に、専門性のある医師らに「セカンドオピニオン」を求める仕組みを導入した。

共同通信の情報公開請求に対し年金機構が開示した資料によると、今年1月までに支給申請のうち341件を対象にこの仕組みを適用。うち130件(38%)で2人の判定が異なる結果となった。

1人目の医師に2人目の意見を伝えて再検討を求めると、多くは2人目の判定に同意したが、なお25件(7%)は不一致となった。これらのケースは、医師や機構職員ら10人でつくる「障害認定審査委員会」で最終的な判定を決めている。

2人の医師が判定する件数は全体の1%にも満たず、それ以外は1人の医師の判断で決まるため、客観性が担保されないという問題が指摘されている。



◆ 文中のイラストは名家連事務局で挿入いたしました。